

付 議 第 8 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する
議案

令和7年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織
及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県
知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

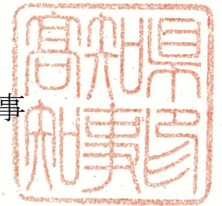
(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 439 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
- 4 こうちグローバル人材育成基金条例議案
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 8 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 9 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 10 日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 11 令和 7 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 12 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 13 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 14 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条第1項第3号中「勤務公署」を「勤務公署（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合にあっては、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第5号中「第27条」を「第26条」に改め、「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「配偶者」を「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」に改め、同号を同項第6号とする。

第3条第2項第2号中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同項第4号中「根拠地」を「根拠となる地」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「遺族」に改め、同条第5項中「できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に」を「できる者が、次条第3項の規定に基づき」に、「以下同じ」を「次条及び第5条において同じ」に、「場合において」を「場合その他人事委員会規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額で人事委員会が」を「なる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事

項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項ただし書の規定に基づき口頭により旅行命令等を発した場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

第5条第1項中「により変更された」を「に基づき変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、宿泊諸費」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第7条第1項中「移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第2項から第7項までを削る。

第9条の2を削り、第10条を次のように改める。

第10条 勤務公署（旅行命令権者が認める場合にあっては、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務公署等」という。）以外の地を出発して旅行する場合における旅費の支給額は、勤務公署等以外の地から目的地に至る旅費の額又は勤務公署等から目的地に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

- 2 旅行中の者が旅行地を出発して勤務公署以外の地を目的地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務公署以外の地に至る旅費の額又は旅行地から勤務公署に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

第11条を削る。

第12条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「旅行中」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びこれに類するもの、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 急行料金
- （3） 寝台料金
- （4） 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第2章の章名を削る。

第14条から第16条までを次のように改める。

(船賃)

第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第15条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第16条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用（次条第1項の規定により支給する車賃を除く。）

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用（第20条の規定により支給する旅行雑費を除く。）

第17条を削る。

第17条の2第1項中「当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として」を削り、同条第2項中「による」を「により支給する」に、「29円」を「37円」に改め、同条第3項中「による」を「により支給する」に改め、同項ただし書中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第17条とする。

第18条及び第19条を次のように改める。

（宿泊費）

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、現に支払った宿泊料金（食費を除く。）の額による。ただし、その額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める上限額を超える場合には、任命権者が知事と協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(1) 内国旅行 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額

(2) 外国旅行 省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、旅行中の夜数に応じ定額により支給する。

2 前項の規定により支給する宿泊手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額による。

(1) 内国旅行 省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額

(2) 外国旅行 省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額

3 前項の規定にかかわらず、船舶又は航空機による外国旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊手当の額は、当該旅行の到着地に

応じ、それぞれ同項第2号に定める額とする。

第20条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「旅行者」を「旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費とし、旅行者」に、「場合には」を「場合に」に改め、「支給し、又は第1項の額に加算して」を削り、同項を同条とする。

第21条を次のように改める。

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合であって任命権者が経済的であると認める事情があるときは、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする方法とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第22条を削る。

第23条の見出しを「（着後滞在費）」に改め、同条中「着後手当の」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その」に改め、同条第1号中「入居できない」を「入居することができない」に、「宿泊料及び宿泊諸費に相当する額（5夜を超える場合にあっては、5夜分とする。）」を「宿泊費及び宿泊手当に相当する額。ただし、5夜を超えるときは、5夜分の宿泊費及び宿泊手当に相当する額を限度とする。」に改め、同条第2号中「額（別表第1の2の上限額を限度とする。）」を「額。ただし、55,000円を限度とする。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(家族移転費)

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に

限る。以下この項において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条を次のように改める。

（近距離の転居に伴う転居費等の制限）

第24条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における勤務公署の変更に伴う住居又は居所の移転については、職員のための公設宿舍に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられて移転した場合又は転任により職員宿舍を明け渡すことを命ぜられて移転した場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

第25条を削る。

第26条第1号ア中「第35条第1号」を「第30条第1号」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条第2項中「又は扶養親族でない者と同居していた職員」を削り、同条第4項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条を第27条とする。

第3章の章名を削る。

第29条中「前章に規定するところ」を「内国旅行の規定」に改め、同条ただし書中「この章に規定するところにより、本邦を出発した日から又は本邦に到着した日までは、この章に規定する宿泊諸費及び外国旅行雑費を支給し、前章に規定する宿泊諸費及び旅行雑費は支給しない」を「外国旅行の規定による」に改め、同条を第28条とする。

第30条から第33条までを削る。

第34条第1項中「の額」を「は、出張のための外国旅行に伴う雑費とし、その額」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項第2号中「人事委員会が出張のための外国旅行に必要と」を「出張のための外国旅行に人事委員会が必要があると」に改め、同条を第29条とし、第35条を第30条とする。

第36条第1項中「の額は、別表第2の定額による」を「は、第3条第2項第7号の規定に該当する場合における諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする」に改め、同条第2項中「1人」を「、1人」に、「は、第28条第4項」を「については、第27

条第4項」に改め、同条を第31条とし、第37条を第32条とする。

第4章の章名を削り、第38条を第33条とし、第39条を第34条とし、第40条を第35条とする。

別表を次のように改める。

別表（第29条関係）

区分	外国旅行雑費（１日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円

- 備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされていた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされていた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされていた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項の旅行命令権者が新条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項の旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項の旅行命令権者が同条第3項の規定に基づき当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第21条から第24条までの規定は、この条例の施行の日以後の赴任に係る転居費、着後滞在費及び家族移転費について適用し、同日前の赴任に係る移転料、移転雑費、着後手当及び扶養親族移転料については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 7 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を「宿泊費の上限額並びに宿泊手当及び」に改め、「及び死亡手当」を削り、同条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を「並びに第19条第2項及び第3項」に、「別表第1の1」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に、「「任命権者が人事委員会に協議

して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」」を「「、任命権者が知事と協議して」とあるのは「、議会の議長が」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」」に、「と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」とする」を「とする」に改める。

別表を次のように改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

- 8 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、宿泊費の上限額（着後滞在費の額のうち宿泊費に相当する額及び家族移転費の額のうち着後滞在費（宿泊費に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。）並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表第1に定める額とする。

第3条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を「並びに第19条第2項及び第3項」に、「別表第1の1」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に、「「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」」を「「、任命権者が知事と協議して」とあるのは「、知事が別に」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」」に、「と」、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする」を「とする」に改め、同条第3項ただし書中「内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については」を「定額による外国旅行雑費の額については、」に改め、同条第4項中「及び第33条第1項ただし書」を削り、「これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」」を「同条ただし書中「、任命権者が知事と協議して」とあるのは、「、知事が別に」」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 第1項又は第3項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第21条の規定の適用については、同条第1項第1号中「任命権者が知事と協議して」とあるのは「知事が別に」と、「であって任命権者」とあるのは「であって知事」と、同条第2項中「任命権者」とあるのは「知事」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区分	外国旅行雑費（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円

別表第4を削る。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の」及び「及び死亡手当」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第7条中「第2条第3項から第6項まで」を「第2条第3項から第5項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

（出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 10 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第2項中「及び第33条第1項ただし書」を削り、「これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「旅行依頼を行う者が知事と協議して」」を「同条ただし書中「、任命権者」とあるのは、「、旅行依頼を行う者」」に改める。

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
						指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
議会の議長	900,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
議会の副議長	820,000円								
議会の議員	770,000円								

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
						指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
知事	1,220,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
副知事	940,000円								

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	旅費			
			外国旅行雑費（1日につき）			
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
教育委員会委員		月額 180,000円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円				
	委員	月額 180,000円				
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円				
	委員	日額 25,000円				
監査委員		月額 208,000円				
労働委員会	会長	日額 29,000円				
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円				
収用委員会	会長	日額 29,000円				
	委員及び予備委員	日額 25,000円				
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円				
	委員及び専門委員	日額 25,000円				

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正等を考慮し、職員の旅費の種類、支給額、支給方法等の見直しをするとともに、自家用車を使用した出張で交通事故が発生した場合に職員個人が加入する任意自動車保険により損害の賠償を行うことができるよう運用を改めることを考慮し、自家用車の車賃の額を改定しようとするものである。

新	旧	対	照	表
新			旧	(令和7年4月1日時点)
職員の旅費に関する条例（抜粋）			職員の旅費に関する条例（抜粋）	

目次

第1章 総則（第1条－第13条）

第2章 内国旅行の旅費（第14条－第28条）

第3章 外国旅行の旅費（第29条－第37条）

第4章 雑則（第38条－第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務公署（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合にあっては、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用され、若しくは臨時的に任用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用若しくは臨時的任用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に赴くことをいう。
- (5) 帰任 職員が退職し（臨時的に任用された職員の任期の終了による退職を含む。次条第2項第2号及び第26条において同じ。）、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上

- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務公署を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用され、若しくは臨時的に任用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用若しくは臨時的任用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に赴くことをいう。
- (5) 帰任 職員が退職し（臨時的に任用された職員の任期の終了による退職を含む。次条第2項第2号及び第27条において同じ。）、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- 2 この条例における地域区分は、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）とし、外国にあってはこれに準ずる地域とする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者からの請求により、これらの者に対し、旅費を支給する。

（1） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

（2） 職員が定年、勸奨その他人事委員会規則で定める事由により退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員

（3） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合（出張のための外国旅行中に本邦で死亡した場合を含む。）

並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- 2 この条例における地域区分は、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）とし、外国にあってはこれに準ずる地域とする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者からの請求により、これらの者に対し、旅費を支給する。

（1） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

（2） 職員が定年、勸奨その他人事委員会が定める事由により退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員

（3） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合（出張のための外国旅行中に本邦で死亡した場合を含む。）

当該職員の遺族

(4) 生活の根拠となる地と異なる地に居住している職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が死亡した場合 当該職員の遺族

(5) 前号の場合において、当該職員と同居していた遺族が当該職員の死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族

(6) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(7) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合（その死亡地が本邦である場合を除く。） 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第6号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定に基づき旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。次条及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員

当該職員の遺族

(4) 生活の根拠地と異なる地に居住している職員（人事委員会が定める職員に限る。）が死亡した場合 当該職員の遺族

(5) 前号の場合において、当該職員と同居していた扶養親族が当該職員の死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員の遺族

(6) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(7) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合（その死亡地が本邦である場合を除く。） 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第6号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があると

会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅

きは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会
が定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会
が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けな
かった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する
金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額
の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することが
できる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依
頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令
等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するに
は、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令
簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これ
を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを

行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。

5 前項ただし書の規定に基づき口頭により旅行命令等を発した場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定に基づき変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給

(特殊旅費の種類)
第7条 特殊旅費の種類は、転居費、着後滞在費、家族移転費、死亡手当及び外国旅行手当とする。

- する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金（食費を除く。以下同じ。）の実費額により支給する。
- 7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 9 外国旅行雑費は、出張のための外国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- (特殊旅費の種類)
第7条 特殊旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び外国旅行手当とする。
- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。
- 3 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。
- 5 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第10条 勤務公署（旅行命令権者が認める場合にあっては、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務公署等」という。）以外の地を出発して旅行する場合における旅費の支給額は、勤務公署等以外の地から目的地に至る旅費の額又は勤務公署等から目的地に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

2 旅行中の者が旅行地を出発して勤務公署以外の地を目的地とし

6 死亡手当は、第3条第2項第7号の規定に該当する場合において定額により支給する。

7 外国旅行手当は、外国旅行のうち第37条の規定により定めるものについて、前条の普通旅費に代えて支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第9条の2 勤務地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第10条 削除

て旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務公署以外の地に至る旅費の額又は旅行地から勤務公署に至る旅費の額のいずれか少ない額とする。

第11条 旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（概算払に係る旅費の精算手続）

第12条 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

2 旅費の支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

3 前2項に規定する期間は、規則で定める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びこれに類する

第11条 1日の旅行において、旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）又は外国旅行雑費（第34条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は外国旅行雑費を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（概算払に係る旅費の精算手続）

第13条 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

2 旅費の支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

3 前2項に規定する期間は、規則で定める。

もの、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 急行料金

（3） 寝台料金

（4） 座席指定料金

（5） 特別車両料金

（6） 前各号に掲げる費用に付随する費用

（船賃）

第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金、特別車両料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

（1） 乗車に要する運賃

（2） 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合に

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第15条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 公務上の必要により、別に特別車両料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った特別車両料金

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道25キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別船室料金を必要とする船室を利

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第16条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

用した場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った特別船室料金

(3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金

(4) 公務上の必要により、別に座席指定料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った座席指定料金

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び料金による。

(1) 航空機の利用に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った料金

（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用（次条第1項の規定により支給する車賃を除く。）

（4） 前3号に掲げる費用に付随する費用（第20条の規定により支給する旅行雑費を除く。）

（自家用車の車賃）

第17条 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が知事に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該職員に車賃を支給する。

2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条の規定にかかわらず、1キロメートルにつき37円とする。

3 第1項の規定により支給する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、現に支払った宿泊料金（食費を除く。）の額による。ただし、その額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める上限額を超える場合には、任命権者が知事と協議して定めるやむを得ない事情

（車賃）

第17条 車賃の額は、交通機関の利用に要する運賃による。

（自家用車の車賃）

第17条の2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が知事に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として当該職員に車賃を支給する。

2 前項の規定による車賃の額は、前条の規定にかかわらず、1キロメートルにつき29円とする。

3 第1項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊料）

第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

があるときを除き、当該上限額とする。

(1) 内国旅行 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額

(2) 外国旅行 省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の職務の級が十級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める上限額

(宿泊手当)

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、旅行中の夜数に応じ定額により支給する。

2 前項の規定により支給する宿泊手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額による。

(1) 内国旅行 省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額

(2) 外国旅行 省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額

3 前項の規定にかかわらず、船舶又は航空機による外国旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合に

(宿泊諸費)

第19条 宿泊諸費の額は、別表第1の1の額による。

おける宿泊手当の額は、当該旅行の到着地に応じ、それぞれ同項第2号に定める額とする。

(旅行雑費)

第20条

旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費とし、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に次の各号に掲げる経費を負担した場合に、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 駐車料金 現に支払った額
- (2) 有料の道路の料金 現に支払った額
- (3) 任命権者が人事委員会に協議して定める雑費 任命権者が人事委員会に協議して定める額

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる旅行をした場合には、同項の規定による旅行雑費は支給しない。

- (1) 県内の公署に勤務する職員 県内、徳島県、香川県及び愛媛県の地域における旅行
- (2) 県外の公署に勤務する職員 当該公署の所在する都府県及び当該都府県に隣接する府県の地域における旅行

3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に次の各号に掲げる経費を負担した場合には、当該各号に掲げる額を支給し、又は第1項の額に加算して支給する。

- (1) 駐車料金 現に支払った額
- (2) 有料の道路の料金 現に支払った額
- (3) 任命権者が人事委員会に協議して定める雑費 任命権者が人事委員会に協議して定める額

(移転料)

第21条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合であって任命権者が経済的であると認める事情があるときは、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする方法とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の2の上限額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の2の上限額が職員が赴任した際と同表の2の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の2の上限額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間

居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第22条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居することができない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊費及び宿泊手当に相当する額。ただし、5夜を超えるときは、5夜分の宿泊費及び宿泊手当に相当する額を限度とする。
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受けるために礼金又は仲介

を延長することができる。

- 4 移転料の実費額が第1項各号に掲げる額を超える場合であつて任命権者が知事に協議して定める要件を満たすときには、同項及び第2項の別表第1の2の上限額は、同表の2の備考2の規定によるものとする。

(移転雑費)

第22条 移転雑費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第1の2の定額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び宿泊諸費に相当する額（5夜を超える場合にあつては、5夜分とする。）
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受けるために礼金又は仲介

手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。以下この号において同じ。）を支払った場合には、当該礼金又は仲介手数料に相当する額。ただし、55,000円を限度とする。

（家族移転費）

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額による。

（1） 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に伴う転居費等の制限）

第24条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における勤務公署の変更に伴う住居又は居所の移転については、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられて移転した場合又は転任

手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。以下この号において同じ。）を支払った場合には、当該礼金又は仲介手数料に相当する額（別表第1の2の上限額を限度とする。）

（扶養親族移転料）

第24条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

により職員宿舍を明け渡すことを命ぜられて移転した場合を除く
ほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

(1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合
には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、次
に掲げる額の合計額

ア 第14条から第17条の 2 までの規定に準じて計算した鉄道
賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額

イ 宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当（宿泊料及び宿
泊諸費に相当する部分に限る。）に相当する額（移転の際の
年齢が 6 歳未満の者にあつては、宿泊諸費、旅行雑費（第20
条第 1 項に定める額に限る。第 3 項において同じ。）及び着
後手当（宿泊諸費に相当する部分に限る。同項において同
じ。）に相当する額については、それぞれその 3 分の 1 に相
当する額）

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第 1 項第 1
号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地
から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した
額

2 前項第 2 号の規定に該当する場合には、同項第 1 号の規定によ
り支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移
転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前
項の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）
を超えることはできない。

3 第 1 項第 1 号イの規定により宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日 (第30条第1号において「退職等の日」

に相当する額のそれぞれの額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

(近距離旅行の旅費)

第25条 勤務公署又は住所若しくは居所からの路程が4キロメートル未満である地域への出張には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合の宿泊料及び宿泊諸費を除き、旅費は支給しない。

2 赴任に伴う住所又は居所の移転で、その路程が8キロメートル未満である地域へのものには、旅費は支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられて移転した場合又は転任により職員宿舎を明け渡すことを命ぜられて移転した場合には、旅費(その路程が4キロメートル未満である地域への移転である場合には、移転料、移転雑費及び着後手当に限る。)を支給する。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日 (第35条第1号において「退職等の日」

という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、前号の規定に準じて計算した旅費
(帰住者の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が退職した日を赴任を命ぜられた日とみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の死亡地までの往復に要した旅費(職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員が死亡地又は新居住地となるべき地から当該職員の帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の居住地までの往復に要した旅費(遺族が単身で生活していた職員の住居を引き払う場合にあっては、当該職員が居住地から帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、前号の規定に準じて計算した旅費
(帰住者の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が退職した日を赴任を命ぜられた日とみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の死亡地までの往復に要した旅費(職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員が死亡地又は新居住地となるべき地から当該職員の帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の居住地までの往復に要した旅費(遺族が単身で生活していた職員又は扶養親族でない者と同居していた職員の住居を引き払う場合にあっては、当該職員が居住地から帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

- 3 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、職員が死亡した日を赴任を命ぜられた日とみなし、かつ、職員が居住地から帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。
- 4 前3項に掲げる旅費の支給を受ける遺族は2人以内（赴任の例に準じて計算した旅費にあつては、1人）とし、その順位は第2条第1項第6号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

- 3 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、職員が死亡した日を赴任を命ぜられた日とみなし、かつ、職員が居住地から帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。
- 4 前3項に掲げる旅費の支給を受ける遺族は2人以内（赴任の例に準じて計算した旅費にあつては、1人）とし、その順位は第2条第1項第7号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、この章に規定するところにより、本邦を出発した日から又は本邦に到着した日までは、この章に規定する宿泊諸費及び外国旅行雑費を支給し、前章に規定する宿泊諸費及び旅行雑費は支給しない。

（鉄道賃）

第30条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

（1）乗車に要する運賃

（2）公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払っ

た運賃

(3) 公務上の必要により、別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第31条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
(航空賃及び車賃)

第32条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 航空機の利用に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(宿泊料及び宿泊諸費)

第33条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただ

(外国旅行雑費)

第29条 外国旅行雑費は、出張のための外国旅行に伴う雑費とし、その額は、旅行地の区分に応じた別表の定額による。

2 前項に定めるもののほか、外国旅行雑費には、次に掲げる額を加算することができる。

(1) 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額

(2) 前号に掲げるもののほか、出張のための外国旅行に人事委員会が必要があると認める雑費について人事委員会が定める額
(退職者等の旅費)

第30条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(死亡手当)

第31条 死亡手当は、第3条第2項第7号の規定に該当する場合における諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とす

し、その額が旅行地の区分に応じた別表第2の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費の額は、別表第2の額による。

(外国旅行雑費)

第34条 外国旅行雑費の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 前項に定めるもののほか、外国旅行雑費には、次に掲げる額を加算することができる。

(1) 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が出張のための外国旅行に必要と認める雑費について人事委員会が定める額
(退職者等の旅費)

第35条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

る。

- 2 死亡手当の支給を受ける遺族は、1人とし、その順位について
は、第27条第4項の規定を準用する。

(外国旅行手当)

第32条 外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び
支給方法は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

(旅費の調整)

第33条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用
して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は
当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には
不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給
することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部
分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことがで
きる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行す
ることが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質
上困難である場合には、人事委員会に協議して定める旅費を支給
することができる。

(旅費の特例)

第34条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49
号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第
100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由があ
る場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないと

- 2 死亡手当の支給を受ける遺族は1人とし、その順位は、第28条
第4項の規定を準用する。

(外国旅行手当)

第37条 外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び
支給方法は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第38条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用
して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は
当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には
不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給
することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部
分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことがで
きる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行す
ることが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質
上困難である場合には、人事委員会に協議して定める旅費を支給
することができる。

(旅費の特例)

第39条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49
号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第
100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由があ
る場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないと

き又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(人事委員会規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

き又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(人事委員会規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1（第18条―第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

<u>区分</u>	<u>宿泊料（1夜につき）の上限額</u>	<u>宿泊諸費（1夜につき）</u>	<u>旅行雑費（1日につき）</u>
<u>金額</u>	<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額</u>	<u>政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額</u>	500円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から
起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額
に、1日につき500円を加算した額とする。

2 移転料、移転雑費及び着後手当

区分	移転料の上限額									移転雑費	第23条第2号の規定による着後手当の上限額
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上		
金額	140,000円	160,500円	184,500円	228,000円	374,000円	496,000円	522,000円	558,000円	648,000円	20,000円	55,000円

備考 1 移転料に係る路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

2 第21条第4項に規定する場合における移転料の上限額については、「140,000」とあるのは「280,000」と、「160,500」とあるのは「321,000」と、「184,500」とあ

別表（第29条関係）

区分	外国旅行雑費（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円

備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされて

るのは「369,000」と、「228,000」とあるのは「456,000」と、「374,000」とあるのは「561,000」と、「496,000」とあるのは「744,000」と、「522,000」とあるのは「783,000」と、「558,000」とあるのは「837,000」と、「648,000」とあるのは「972,000」とする。

別表第2（第33条、第34条、第36条関係）

外国旅行の旅費

宿泊料、宿泊諸費、外国旅行雑費及び死亡手当

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	円 6,200	円 5,200	円 4,200	円 3,800	円 490,000

備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされて

いた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされて
いた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされて
いた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方
である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国
に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑
費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地
に応じ、この表に定める額とする。

いた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされて
いた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされて
いた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方
である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国
に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊諸費及
び外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該
旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

新 旧 対	照 表 旧 (令和7年4月1日時点)
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。
（議員報酬）	（議員報酬）
第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。	第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。
2～6 略	2～6 略
（費用弁償）	（費用弁償）
第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、 <u>宿泊費の上限額並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額</u> については、別表に定める額とする。	第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、 <u>内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額</u> については、別表に定める額とする。
2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書 <u>並びに第19条第2項及び第3項</u> の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「 <u>次の各号に掲げる区</u>	2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書 <u>及び第33条第1項ただし書</u> の規定の適用については、同条例第18条ただし

分に応じ当該各号」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）別表」と、「任命権者が知事と協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表」とする。

3 旅費は、別に定めるもののほか、公務のため旅行し、又は議会、委員会等に出席したときに支給する。

4 議会の議長、副議長及び議員が議会の招集に応じたとき若しくは常任委員会等若しくは地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したとき又は議会の議長及び副議長が議会の閉会中に公務のために出務したときは、前項の規定にかかわらず、知事が議会の議長と協議して、規則で定めるところにより費用弁償をすることができる。

5 旅費の算出基地は、居住地とする。
(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

書中「別表第1の1」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」とする。

3 旅費は、別に定めるもののほか、公務のため旅行し、又は議会、委員会等に出席したときに支給する。

4 議会の議長、副議長及び議員が議会の招集に応じたとき若しくは常任委員会等若しくは地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したとき又は議会の議長及び副議長が議会の閉会中に公務のために出務したときは、前項の規定にかかわらず、知事が議会の議長と協議して、規則で定めるところにより費用弁償をすることができる。

5 旅費の算出基地は、居住地とする。
(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
						指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
議会の議長	900,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の一の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して議長と協議して定める額	省令別表第二の二の表区分欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める上限額	省令別表第三の二の表区分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
議会の副議長	820,000円								
議会の議員	770,000円								

旧

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当
							指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
議会の議長	900,000 円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第９条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 700	政令第９条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 640,000
議会の副議長	820,000 円										
議会の議員	770,000 円										

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新 知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）	旧 （令和7年4月1日時点） 知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）
第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。	第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。
第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。	第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。
2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。	2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。
第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給す	第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給す

る。ただし、宿泊費の上限額（着後滞在費の額のうち宿泊費に相当する額及び家族移転費の額のうち着後滞在費（宿泊費に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。）並びに宿泊手当及び定額による外国旅行雑費の額については、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書並びに第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1」と、「、任命権者が知事と協議して」とあるのは「、知事が別に」と、同条例第19条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」とあり、及び同条第3項中「同項第2号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1」とする。

3 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち定額による外国旅行雑費の額については、別表第3に定める額とする。

る。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額（着後手当の額のうち宿泊料に相当する額及び扶養親族移転料の額のうち着後手当（宿泊料に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。以下この条において同じ。）並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第1に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。

3 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「、任命権者が知事と協議して」とあるのは、「、知事が別に」とする。

5 第1項又は第3項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第21条の規定の適用については、同条第1項第1号中「任命権者が知事と協議して」とあるのは「知事が別に」と、「であって任命権者」とあるのは「であって知事」と、同条第2項中「任命権者」とあるのは「知事」とする。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」とする。

5 第1項又は第3項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第21条及び別表第1の2の備考の規定の適用については、同条第1項第1号中「別表第1の2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第3」と、同項第2号及び第3号中「前号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する前号」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する前項第3号」と、「別表第1の2」とあるのは「同条例別表第3」と、「同表の2」とあるのは「同表」と、同条第3項中「第1項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項各号」と、「任命権者が知事に協議して」とあるのは「知事が別に」と、「同項及び第2項の別表第1の2」とあるのは「同条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の同条例別表第3」と、「同表の2の備考2」とあるのは「同条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する別表第1の2の備考2」と、同条例別表第1の2の

備考 2 中「第21条第 4 項」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 5 項の規定により読み替えて適用する第21条第 4 項」と、「「140,000」」とあるのは「同条例別表第 3 中「166,000」」と、「「280,000」」とあるのは「「332,000」」と、「「160,500」」とあるのは「「189,000」」と、「「321,000」」とあるのは「「378,000」」と、「「184,500」」とあるのは「「216,000」」と、「「369,000」」とあるのは「「432,000」」と、「「228,000」」とあるのは「「267,000」」と、「「456,000」」とあるのは「「534,000」」と、「「374,000」」とあるのは「「440,000」」と、「「561,000」」とあるのは「「660,000」」と、「「496,000」」とあるのは「「584,000」」と、「「744,000」」とあるのは「「876,000」」と、「「522,000」」とあるのは「「612,000」」と、「「783,000」」とあるのは「「918,000」」と、「「558,000」」とあるのは「「656,000」」と、「「837,000」」とあるのは「「984,000」」と、「「648,000」」とあるのは「「762,000」」と、「「972,000」」とあるのは「「1,143,000」」とする。

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費							
		内国旅行		外国旅行					
		宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	宿泊費（1夜につき）の上限額	宿泊手当（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
						指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
知事	1,220,000円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和	省令別表第三の一	省令別表第二の二の表区分	省令別表第三の二の表区	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
副知事	940,000円	25年大蔵省令第45号。以下この表において「省令」という。）別表第二の一の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の一の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額	欄に掲げる地域、国名及び地名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊費基準額（一夜につき）の指定職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める上限額	分欄に掲げる地域及び国名の区分に応じ、それぞれ同表の二の表宿泊手当（一夜につき）欄に掲げる額との権衡を考慮して知事が定める額				

旧

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分	給料（月額）	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（1 夜につき）の上限額	宿泊諸費（1 夜につき）	旅行雑費（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）の上限額	宿泊諸費（1 夜につき）	外国旅行雑費（1 日につき）				死亡手当
指定都市	甲地方						乙地方	丙地方			
知事	1,220,000円	国家公務員等の旅費に関する法	政令第11条に規定	円	政令第9条に規定	政令第11条に規定	円	円	円	円	円
副知事	940,000円	律施行令（令和6年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が定める額	700	定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が定める額	8,300	7,000	5,600	5,100	640,000

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1 日につき500円を加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

区分	外国旅行雑費（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
金額	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円

別表第3（第3条関係）

区分	移転料の上限額									
	陸路 8キロ メートル 未満	陸路 8キロ 以上50 キロ メートル 未満	陸路 50キロ 以上100 キロ メートル 未満	陸路 100 キロ 以上300 キロ メートル 未満	陸路 300 キロ 以上500 キロ メートル 未満	陸路 500 キロ 以上1,000 キロ メートル 未満	陸路 1,000 キロ 以上1,500 キロ メートル 未満	陸路 1,500 キロ 以上2,000 キロ メートル 未満	陸路 2,000 キロ 以上	陸路 2,000 キロ 以上
金額	円 166, 000	円 189, 000	円 216, 000	円 267, 000	円 440, 000	円 584, 000	円 612, 000	円 656, 000	円 762, 000	円 762, 000

新

旧

別表第4（第3条関係）

<u>区分</u>	<u>内国旅行</u>	<u>外国旅行</u>				
	<u>旅行雑費（1日につき）</u>	<u>外国旅行雑費（1日につき）</u>				<u>死亡手当</u>
		<u>指定都市</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>丙地方</u>	
<u>金額</u>	<u>600円</u>	<u>7,200円</u>	<u>6,200円</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>580,000円</u>

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新	旧	対	照	表
新			旧 (令和7年4月1日時点)	
地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)			地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2に規定する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。			第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2に規定する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。	
第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。			第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。	
2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。			2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。	
3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の適用を受ける職員(次条を除き、以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、定額による外国旅行雑費の額については、同表に定める額とする。			3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の適用を受ける職員(次条を除き、以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、 <u>内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当</u> の額については、同表に定める額とする。	
4 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。			4 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。	
			5 <u>前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に</u>	

5 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額を一般職の職員の例により支給する。

第7条 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法に基づく一般職に属する公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員である委員等が職務のため旅行し、又は委員会、協議会等に出席した場合は、第2条第3項から第5項までの規定による旅費の額にかかわらず、その者が、公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。ただし、所属の官公庁から旅費の支給を受ける場合は、支給しない。

関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

6 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額を一般職の職員の例により支給する。

第7条 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法に基づく一般職に属する公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員である委員等が職務のため旅行し、又は委員会、協議会等に出席した場合は、第2条第3項から第6項までの規定による旅費の額にかかわらず、その者が、公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。ただし、所属の官公庁から旅費の支給を受ける場合は、支給しない。

新

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分		報酬	旅費			
			外国旅行雑費（1 日につき）			
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
教育委員会委員		月額 180,000円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円				
	委員	月額 180,000円				
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円				
	委員	日額 25,000円				
監査委員		月額 208,000円				
労働委員会	会長	日額 29,000円				
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円				
収用委員会	会長	日額 29,000円				
	委員及び予備委員	日額 25,000円				
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円				
	委員及び専門委員	日額 25,000円				

旧

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費					
		内国旅行	外国旅行				
		旅行雑費（1日につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教育委員会委員	月額 180,000円	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円
公安委員会及び 人事委員会	委員長						
	委員						
選挙管理委員会	委員長						
	委員						
監査委員	月額 208,000円						
労働委員会	会長						
	使用者委員、労働 者委員、公益委員 及び特別調整委員						
収用委員会	会長						
	委員及び予備委員						
海区漁業調整委 員会及び内水面 漁場管理委員会	会長						
	委員及び専門委員						

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新	旧	対	照	表
新				旧
出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（抜粋）				出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（抜粋）
（趣旨）				（趣旨）
第1条 この条例は、出頭者、鑑定人等に支給する報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにこれらの支給方法について定めるものとする。				第1条 この条例は、出頭者、鑑定人等に支給する報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにこれらの支給方法について定めるものとする。
2 前項の出頭者、鑑定人等とは、次に掲げる者をいう。				2 前項の出頭者、鑑定人等とは、次に掲げる者をいう。
（1）～（14） 略				（1）～（14） 略
（報酬の額及び支給方法）				（報酬の額及び支給方法）
第2条 次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額の報酬を職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条第1項において「一般職の職員」という。）の例により支給する。				第2条 次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額の報酬を職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条第1項において「一般職の職員」という。）の例により支給する。
（1）～（5） 略				（1）～（5） 略
（旅費の額及び支給方法）				（旅費の額及び支給方法）
第3条 第1条第2項各号に掲げる者に対し、一般職の職員の例により旅費を支給する。ただし、旅行依頼を行う者が <u>宿泊費</u> の額を一般職の職員の例による <u>宿泊費</u> の上限額とすることが適当であると認める場合は、当該上限額とすることができる。				第3条 第1条第2項各号に掲げる者に対し、一般職の職員の例により旅費を支給する。ただし、旅行依頼を行う者が <u>宿泊料</u> の額を一般職の職員の例による <u>宿泊料</u> の上限額とすることが適当であると認める場合は、当該上限額とすることができる。
2 前項本文の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書の規				2 前項本文の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書 <u>及び</u>

定の適用については、同条ただし書中「、任命権者」とあるのは、「、旅行依頼を行う者」とする。

- 3 旅行依頼を行う者は、前2項の規定による旅費額によることが著しく困難な特別の事情のある場合又は第1条第2項第14号に掲げる者に対し、前2項の規定による旅費を支給したときには不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合においては、前2項の規定にかかわらず、知事と協議して定める額の旅費を支給することができる。

第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「旅行依頼を行う者が知事と協議して」とする。

- 3 旅行依頼を行う者は、前2項の規定による旅費額によることが著しく困難な特別の事情のある場合又は第1条第2項第14号に掲げる者に対し、前2項の規定による旅費を支給したときには不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合においては、前2項の規定にかかわらず、知事と協議して定める額の旅費を支給することができる。

第1 条例改正の目的

国家公務員の旅費制度の改正等を考慮し、職員の旅費の種類、支給額、支給方法等の見直しをしようとするもの

第2 主な改正内容

1. 各種旅費の種類別の改正

(1) 鉄道賃

- 急行料金及び座席指定料金の支給に係る距離要件を廃止

(2) 自家用車以外の車賃

- レンタカーを利用した場合は、現に支払った額を旅費として支給

(3) 自家用車の車賃

- 支給単価を1km当たり37円（現行29円）に変更

(4) 旅行雑費

- 旅行雑費のうち、定額により支給している以下のものを廃止（四国外へ出張の場合）
 - ・1日当たり500円（東京都区内は、15日間、500円加算）

3. その他

- 勤務公署又は住所等からの路程が4キロメートル未満である地域へ出張にも、一定の場合を除き、旅費を支給
- 旅行命令権者が認める場合において、住所、居所その他の場所から目的地に至る旅費を支給
- 死亡手当の支給額を国家公務員と同様に93万円に改正（現行49万円）

※ 一般職に適用する職員の旅費に関する条例の改正に伴い、一般職の例によるとされる特別職等に係る旅費に関する条例についても同様に改正

2. 赴任旅費の改正

(1) 転居費

- 名称を「移転料」から「転居費」に改正し、上限額を廃止

(2) 移転雑費

- 移転雑費を廃止

(3) 家族移転料

- 名称を「扶養親族移転料」から「家族移転料」に変更
- 支給対象を「扶養親族」から「生計を一にする同居親族」に変更

(4) 近距離転居に伴う支給制限等

- 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う移転については、一定の場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない
- 路程が8キロメートル未満である地域への移転に旅費を支給しない取扱いを廃止

第3 施行期日

令和8年4月1日から施行